**平成２８年（フ）第１２５号**
山形市上町４丁目４番５号　メゾン北條２103号
債務者　橋本　寿子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部
**平成２８年（フ）第４７号**
島根県大田市大田町大田イ325番地２　サトシアパート７
債務者　石田　美鈴
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松江地方裁判所出雲支部
**平成２８年（フ）第２００号**
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1453番地45　ホテル軽井沢1130社員寮509号室
債務者　内川　美幸
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
**平成２８年（フ）第２１０号**
群馬県前橋市下新田町603番地１　アークトゥルス　Ｂ－６号
債務者　江村　維泰
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
**平成２８年（フ）第１４０号**
釧路市若松町14番12号　グループホームサハスりんどう４号室
債務者　伊藤　里保（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所
**平成２８年（フ）第３７７号**
栃木県宇都宮市清住２丁目１番８号　飯野アパート５号
債務者　横島　正郎
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
**平成２８年（フ）第２８７号**
岡山市南区泉田２丁目４番27号エム・ケースリー103、旧住所岡山市南区藤田521番地30
債務者　尾野　源斗
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２８年（フ）第３２２号**
岡山市北区津高785番地２吉本コーポ202
債務者　河上　優菜
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２８年（フ）第７４１号**
東京都東村山市本町４丁目19番地本町アパート２－1003
債務者　田村　　稔
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
**平成２８年（フ）第７４２号**
東京都東村山市本町４丁目19番地本町アパート２－1003
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
**平成２８年（フ）第２５号**
熊本県球磨郡錦町大字一武3516番地
債務者　尾方　明子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部
**平成２８年（フ）第６０５５号**
東京都板橋区徳丸２丁目18－21－201
債務者　滝　　敦子（旧姓西垣）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
**平成２８年（フ）第１６６４号**
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目33番地12
債務者　堀田　久子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
**平成２８年（フ）第１６８４号**
横浜市神奈川区西寺尾４丁目16番19号
債務者　菅　　孝之
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
**平成２８年（フ）第６６号**
沖縄県うるま市石川伊波１番地　ＰＲＥＮＤＯＲ　ＩＨＡ　Ａ－２号
債務者　仲宗根　雅
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部
**平成２８年（フ）第６０２号**
東京都調布市富士見町１丁目９番地25コペンミユキ203
債務者　梶澤　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部